

社会教育における政治教育の歴史的考察

— 1950年代～1960年代を中心に —

上 原 直 人*

A Historical Study on Political Education from the point of Adult Education
— Focused on the Period from 1950s to 1960s —

Naoto UEHARA

Today, citizen is needed for political participation, because the relationship between political system and citizen has been dramatically changing. For example, Decentralization and Administrative Reform has promoted public information in each local government and people's participation in administration, and Judicial Reform will request the citizen's judicial participation in the near future. To avoid for the people to participate formally or to be obliged to participate in political activities against their will, the formation of political literacy is very important.

This paper mainly explains how Political Education had been argued in relation to Adult Education. The explanation is based on the investigation of what was done during 1950s and 1960s to realize the political educational ideas of Fundamental Law of Education Article VIII "Political Education" through the magazines "Gekkan Shakai Kyouiku" and "Shakai Kyouiku". The investigation indicates two features. First, during 1950s Adult Education had pursued to enlighten the people who had no political awareness and to form political ideas. But the activity such as municipal learning had begun till the late 1950s. Second, in 1960s, although the point of enlightening was continuously remained from 1950s, the subject how to face with the Election as a Political education practice came to be discussed. And it came to be suggested that it was important to criticize the political education contracted election and to construct political education in connection with life problem and regional problem.

目 次

はじめに

I 政治教育の歴史的展開

A 戦前における政治教育の展開

B 戦後における政治教育の展開

II 社会教育と政治教育

—先行研究の視点と課題設定—

III 戦後における社会教育における政治教育

—社会教育関連雑誌の分析を中心に—

A 分析の枠組み

B 1950年代の政治教育—啓蒙としての政治教育—

C 1960年代の政治教育—選挙への取り組み—

D 1950年代～60年代の政治教育の特質

IV おわりに—今後の課題—

はじめに

近年、自治体における情報公開の促進、公募委員等を通した住民参加の促進、司法改革の推進による国民の司法参加への可能性等、政治システムと国民との関係が変容しつつあることを鑑みれば、新たな政治教育、政治学習が求められているといえる。市民の政治システムへの参加を形式的、さらには動員的なものにしないという意

*生涯教育計画コース 博士課程3年

味でも、いかに市民が地域課題・政治課題への意識とその解決のためのスキル（＝「ポリティカル・リテラシー」）を身につけていくかという意味で、政治学習は重要となってこよう。本稿では、この問題を社会教育の課題として考えていく上で、これまで社会教育において政治教育がどのように議論されてきたのかという点に着目して検討していくこととする。具体的には、戦後、教育基本法第8条の「政治教育」理念を社会教育において深めるべく、どのような取り組み、議論があったのかを、社会教育関連雑誌を手がかりに検討していく。本稿の構成は、Ⅰ章で戦前から戦後にかけての政治教育の流れを追い、Ⅱ章で社会教育と政治教育についての先行研究の整理と本稿の課題を提示し、Ⅲ章において、社会教育関連雑誌の分析を行っていく。

I 政治教育の歴史的展開

A 戦前における政治教育の展開¹⁾

明治期においては、自由民権運動などの政治的運動に対して、政府は教育と政治を分離させる施策を講じ、政治教育的科目は学校においてほとんど取り扱われなかつた。しかし、大正期になると政府は積極的に近代的な公民教育を推進し、学校教育において公民科が設置されていく。ただし、その内実は、一般的には、堀尾輝久が指摘するように“権利義務を単純に否定し、つとめを強調するのではなく、権利義務に新しい内容をもり込むことによって、その毒を抜きさるために、階級意識を持った労働者の存在を否定しさるのではなく、その事実を認めると、故にそれに対応する新しい経済倫理を注入し、意識におけるプロレタリア化を防ぐために、更には搖らぎゆく名望家秩序を前に、日本の自治を注入することによってこれを再編するために、登場したものに他ならなかつた”²⁾と理解されることが多い。

またこの時期には、25歳以上の男子全員に選挙権を拡大した普通選挙法の制定（1925年）、一般市民から選定された陪審員が審判に参与して、主に刑事事件について、事実の有無などにつき評決する陪審員制度の制定（1923年※1943年停止）など、国民が政治に参与していく制度も整えられ、それに伴い、国民に対する啓発事業も大規模に展開された点もおさえておく必要がある。大正期以降、様々な論者が公民教育論を提唱し、その中には、松野修が指摘するように、立憲思想、自由権論に基づく進歩的な論もあったが、³⁾実際に進められた公民教育（学校教育）は、天皇制家族国家觀に強く依拠し、自律的な教育の内容・方法・組織を構想するような政治教育は展開されなかつたといえる。

B 戦後における政治教育の展開

戦後において、まず着目する必要があるのは、戦後直後に展開された「公民教育構想」⁴⁾である。学校教育レベルに「公民科」を設置しようとした構想であるが、齋藤利彦が“それはそもそも教科のレベルを超える戦後国民教育の新たな理念と方向を打ち出すべきなされたものであった”⁵⁾と指摘するように、社会教育、特に政治教育への影響についても考えていかなくてはならないといえる⁶⁾。

そして、戦前において、政治教育が一方的な国家統制的色彩が強かったことの反省にたち、1947年3月、教育基本法第8条「政治教育」条項が定められる。第1項では、「良識ある公民たるに必要な政治的教養は、教育上これを尊重しなければならない」と記されている。教育基本法成立直後に文部省が提出した『教育基本法の解説』において、この「政治的教養」について、“第1に、民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種の制度についての知識、第2に、現実の政治の理解力、及びこれに対する公正な批判力、第3に、民主国家の公民として必要な政治道徳及び政治的信念などがあるであろう”⁷⁾と解説されている。

その後、この「政治的教養」がどのように深められていったかといえば、実際には、戦後改革期後半の逆コース化を経て、1954年の教育二法（「教育公務員特例法の一部を改正する法律」、「義務教育諸学校における教育の政治的中立に関する臨時措置法」）に代表されるような、教職員の政治活動、教育内容規制を厳しく制限する教育反動化の状況に対して、教育学研究においては、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない」という政治教育条項第2項によって、政治的教養の幅を狭めないように法学的にも、内容論的にも深められてきたといえる⁸⁾。

しかし、1970年代以降、教育の反動化状況の影響から教職員が政治的な課題を取り扱わないようになったこと、さらに国家政策の重点が高度経済成長政策へとシフトしていくこと等もあって、反動的な取締りが目立たなくなっていくと、政治教育についての体系的な研究は減少していく。一方で、社会科教育においては、民主主義の担い手を育成すべく、概念的・知識的な教育内容から、学ぶ方法まで視野に入れた、より実践的な事例が蓄積されてきているといえる。

II 社会教育と政治教育

一先行研究の視点と課題設定ー

本章においては、I章で概観してきた戦前戦後の政治教育の流れに即しながら、社会教育研究において、政治教育の問題がどのように議論されてきたのかを検討する。そもそも社会教育において政治教育を論じる場合には、学校教育のように具体的な教科目が存在しないので、思想・理念的検討が中心となってくる。特に戦前においては、国家的統制が強い中で、実際に学校外で政治教育事業として展開されたものも、普通選挙法（1925年）成立に伴う選挙啓発事業くらいである。森口兼二⁹⁾や小川利夫¹⁰⁾は、戦前社会教育論の系譜をたどる中で、大正期に隆盛する公民教育論に着目し、そこでいわれる「公民形成」の中に市民性の涵養の理念、権利観念などを見出している。ただし、両者とも、何人かの論者を紹介しているにすぎない感もあって、今後、各論者の思想形成過程にまで掘り下げて検討していくことが重要である。一方、最近では、小川崇¹¹⁾や豊田伸彦¹²⁾のように、主に学校外において展開されてきた自己教育運動を、各活動家に焦点をあてることによって、政治教育思想の視点から深めていく研究も見られ、今後こうした研究が蓄積されていくことで、戦前社会教育史を捉え返す視点も浮き彫りになってくるかもしれない。

戦後については、公民教育構想、教育基本法第8条（政治教育）条項の理念が、戦後教育改革期における社会教育の場面で、論理として実態として、どのような深まりを見せていったのかという点について、藤岡貞彦が検討を試みている¹³⁾。藤岡は分析を通じて、戦後直後の公民教育刷新委員会答申（1945年12月）においては、発展の可能性をもっていた政治教育も、戦前批判の欠如、戦前的な地域組織網（公民館）を介したため、科学性、系統的な究明への志向が弱く、一般的な政治啓発（=公明選挙運動）のラインに収斂し、脱政治教育化していったと解釈している。

戦後教育改革期以降であるが、教育反動化状況の中で、1950年代～60年代にかけては、社会教育の場面でも政治的なテーマを扱った職員の不当配転の問題などが生じてくる。一方で、生産学習と政治学習を統一することを試みた信濃生産大学の実践（1960年～67年）、憲法学習を中心とする政治学習の重要性を提起した枚方テーゼ（1963年）、杉並公民館の学習から原水爆禁止運動を展開していく実践・史実等なども豊富に存在する。またこの時期には、教育反動化、安保問題、ベトナム戦争等もあって、社会教育の場面でも、こういった学習をいかに深めていくかという点についても、さまざまな取り組み・議

論があり、『月刊社会教育』、『社会教育』等の社会教育関連雑誌では、政治教育特集も組まれていた。この時期に社会教育において、これだけ政治教育の取り組み・議論があったにもかかわらず、「社会教育における政治教育」という形で体系的にまとめようとする議論はこれまで深まってこなかった。

1970年代以降は、教育の反動化から教職員が政治的課題を取り扱わないようになったこと、さらに国家政策の重点が高度経済成長政策へとシフトしていくこと等もあって、反動的な取締りも目立たなくなっていくと、あれほど雑誌を賑わしていた「政治教育」の問題は、ほとんど取り上げられなくなっていく¹⁴⁾。このような事態を考慮に入れるなら、なおさら、戦後、教育基本法第8条（政治教育）条項が制定されて、その理念がどのように社会教育において展開され議論されてきたのかという点について、1950年代～60年代について追っていくことは重要な検討課題となる。代表的な実践に迫っていくという手法もありうるが、本稿では、とりわけ、『社会教育関連雑誌』に着目し、1950年代～60年代を中心に、どんな取り組みがどんな志向のもとで展開してきたのかを分析していくこととする。

III 戦後における社会教育における政治教育

一社会教育関連雑誌の分析を中心の一

A 分析の枠組み

本章においては、社会教育関連雑誌である『社会教育』（1946年7月～1950年1月は『教育と社会』、1950年2月～現在）（社会教育連合会）、『月刊社会教育』（1957年～現在）（社会教育推進全国協議会）において、「政治教育」に関して言及している記事に着目し、主に1950年代～60年代にどのような取り組みがあって、どのような議論があったのかを検討していく。なお、社会教育関連雑誌というと、その他に『月刊公民館』（全日本公民館連合会）もあり、政治教育に関する具体的な取り組み・実践もある程度掲載されているが、今回は検討対象には加えていない。検討の仕方としては、1950年代、1960年代と時期区分して進めていくこととする。時期区分の目安であるが、記事を概観した上で、それぞれの時期の大まかな特徴をふまえた上で設定している。ただし、その境目の年は鮮明ではないので、50年代、60年代と区切っている。なお、体系的に政治教育について論じたものはないので、以下の二点を分析の際の指標とする。

まず第1が、教育基本法第8条「政治教育」条項の中でいわれている「政治的教養」がどれだけ深められているかという点である。とりわけ、I章でも言及した教育基本法成立直後に文部省が提出した『教育基本法の解

説』(1947年)の中で示されている、①民主政治、政党、憲法、地方自治等、現代民主政治上の各種の制度についての知識(=「体系的知識」),②現実の政治の理解力、及びこれに対する公正な批判力(=「批判力」),③民主国家の公民として必要な政治道徳及び政治的信念(=「政治的倫理」)の三つの視点に着目する。第2が、Ⅱ章で言及した藤岡の“科学性、系統的な究明への志向が弱く、一般的な政治啓発(=公明選挙運動)のラインに収斂し、脱政治教育化していった”と解釈が、戦後政治教育の展開においてもあてはまるかという点である。

B 1950年代の政治教育—啓蒙としての政治教育—

はじめて、社会教育関連雑誌において、政治教育について書かれたのは、『社会教育』の前誌である『教育と社会』(1948年11月号)においてである。その中で、当時九州帝大教授の今中次麿は、当時の政治講演、政治講習会中心の政治教育に対して、藤岡が指摘しているように科学性に乏しいことを指摘し、学校において今後展開していくときには、イデオロギー的な側面もやむを得ないとし、教育者が真理を正しく見極めていくことの重要性を述べている¹⁵⁾。1950年代になると、雑誌においても、度々「政治教育」の問題が取り上げられるようになる。戦前に婦人参政権獲得運動をリードしてきた市川房枝は、“参政権が与えられた以上、私共としては、私共が婦選要求の理由として掲げてきたことが実現されるよう、これを正しく、上手に行使しなければならない”¹⁶⁾として、婦人に主権者としての意識を啓蒙していくことの重要性を強調する。また、市川は当時の状況として、公的な社会教育においては、政治教育はあまり取り上げられないでの、民間の団体が政党に偏らない立場で、事実を事実として有権者に呼びかけていく以外、方法がないことも指摘していて、¹⁷⁾このことは、当時の公的社會教育の実態を知る上でも重要な指摘といえる。

『社会教育』(1952年9月号)では、「政治教育の焦点」というテーマで、はじめて政治教育についての特集が組まれる。内容は、戦後民主政治のもとで、政治教育の必要性を説くものが中心である。当時早稲田大学教授の吉村正は、戦前に行われてきた政治教育が、政党・団体によって主に宣伝目的のために行われる形、演説会・夏期講座等の形、著書類・ラジオを通じての政治教育であった点を反省し、責任ある市民たるに必要な政治的知識を授けるためには、その方法をあらためていかなくてはならないことを主張している¹⁸⁾。『社会教育』(1953年6月号)では、「地域青年団の政治活動討議」というテーマの特集が組まれる。その構成は当時読売新聞社青年部長の渡辺智多雄の「青年運動に政治活動は不可欠」

という地域青年団論に対して、各方面からの多角的な批判を集めたものである。例えば、熊谷辰治郎は、“青年団が地域社会をより住みやすくより文化的に、より幸福ならしめるために、公明選挙運動をおこし、新生活運動を企画し、食糧増産運動を展開し、公民館設置、託児所開設、貯蓄増強、共同募金等の諸活動に尽力することは、青年団当然の任務で、こういう実践を通じてのみ、青年団員の教養がはじめて身につく”¹⁹⁾として、地域生活課題の解決こそが青年団の任務だとしている。また、吉田昇は、ただ政治活動を大いに行えばいいというのではなく、その方法が重要だとして、社会事業の方面でいわれているソーシャル・アクションの方法(具体的な身近な問題から出発して、調査、計画、世論の支持の獲得、必要な方面への提示、実施の推進していく手法)を提起している²⁰⁾。

『社会教育』(1954年9月号)においては、政治的無関心層が多い中、社会教育において政治教育が十分に行われていない点を反省し、今後、青年団、婦人団体等の社会教育関係団体でどのように政治教育に取り組んでいったらいいかが述べられている。公民館について、岡本正平は、“現実の社会に対する批判なしに、一体公民館活動が続けられるだろうか”²¹⁾と公民館の中立性の難しさを指摘している。『社会教育』(1956年4月号)においても、政治教育についての特集が組まれている。全体的構成はこれまでの流れと同じように社会教育における政治教育の必要性を説き、婦人、青年、公民館それぞれの課題が提起されている。三井為友は冒頭で、戦後の反省をし、戦後教育改革期には、政治教育の必要性は強調されたが、それがどのようにすれば浸透していくかについては、あまり議論されなかった点、戦後10年たっても、国民の政治意識は高まっていない現状、さらには公明選挙運動も上から組織されたものであるように、社会教育における政治教育の方法は、従来からの上からの「教え込み」による講演形式を変えなくてはいけないという点を指摘している²²⁾。また、当時農山村文化協会の浪江慶は、市町村政が財政危機の中で、住民がこれを招いた原因をみきわめて、市町村政を民主化していく運動を起こしていく必要を提起している²³⁾。

『月刊社会教育』(1958年5月号)においては、「くらしの中の政治」という特集が組まれたように、自分たちの住む市町村の行政について学習し、それをどう市政に反映されるかという取り組みがいくつか紹介されている。これまでみてきたものが、政治教育の必要性を説くものや婦人・青年団体、公民館の課題を提起しているものが主であったことからすると、具体的な取り組みが紹介されるようになったのは、各地で政治教育が根付いてきた

ことを意味しているのかも知れない。事例としては、村の婦人会が身近なところから話し合うグループを結成し、学習活動を通して、選挙の問題を考え、婦人候補の選出をたてるまでになったものや、²⁴⁾青年会が、議員に話を聞かされる承り的な「市政をきく会」をもっと発展させて、自分たちで独自の「市政勉強会」を作つて勉強し、自分たちが意見を堂々といえるような自分たちが主催で、市長を交えた「模擬市会」を開催するに至つたものや、²⁵⁾多くの経費がかさんでいる村祭りの実態調査や市民の要望や関心を調べ、市政に反映させようという市政についての調査²⁶⁾があげられている。

これまで、政治教育の意識をいかに図っていくかという点や、具体的な市町村行政に対する学習実践の中で、選挙の問題には言及されてきたが、『月刊社会教育』

(1959年7月号)においては、二大政党下初の統一地方選挙が、投票率では高かったものの、その内実は動員が伴つたりしていて、有権者がどれだけ課題意識を持って、自分の意志で投票したかという反省をふまえ、あらためて選挙にどう取り組むかという問題が提起されている。そんな中で、日頃から、主婦や勤労者組合を中心となつて町政懇話会を結成し、議員と学習を積み重ね、日頃の学習と選挙を結びつけていった事例が紹介されている²⁷⁾。

以上、1950年代の政治教育についての取り組み・議論を検討してきたが、その特徴としては、主権者としての政治意識が高まっていない状況で、公的な社会教育においていかに、政治教育を振興していくかという点が重要視されている。その対象としては、主に婦人団体、青年団体があげられ、その意味では、戦前の系譜を引く青年・婦人団体を中心とし、啓蒙普及の側面が強い政治教育が志向されていたといえる。このことは婦人が選挙権を持つようになったのは戦後であることを考えるなら、市川房枝も強調するように普及啓蒙が中心になるのは至極当然といえる。ただし、青年に対しては、政治運動との関係でも度々言及されていた点はおさえておく必要があろう。このように全体的には、啓蒙的政治教育の色彩が強いが、三井為友や吉村正も指摘していたように、教えこみによる講演方式を脱しようと、政治教育を学ぶ方法についても議論されていた点は見逃してはならないだろう。

ただし、1950年代後半になると、1958年5月号の『月刊社会教育』に見られるように、自分たちの住む市町村の行政について学習し、それをどう市政に反映されるかという取り組みが紹介されるようになる。このことは、これまでみてきたものが、政治教育の必要性を説くものや婦人・青年団体、公民館の課題を提起しているものが

主であったことからすると、各地で政治教育が根付いてきたことを意味しているのかも知れない。模擬市会の事例などは、模擬市会を開催するまでに、自分たちで独自に市政勉強会を作つていくというように、政治学習から政治実践のプロセスが見出せ、そこには市民の主体的力量の形成を見出だすことができる。その背景には、1950年代後半における警職法反対闘争、勤評反対闘争、安保改定阻止闘争などの一連の民主的なたたかいを通じて、市民の中に政治に対する批判の眼がうまれてきたこともあるのかも知れない。

また、60年代以降に勃発する社会教育職員の不当配転問題と関わって、公民館の中立性の問題や職員の身分保障の問題も言及されている点はおさえておく必要がある。

C 1960年代の政治教育—選挙への取り組み—

1960年代の雑誌を概観してまずいえるのは、「選挙」についての特集、取り組み、議論が多いという点である。『社会教育』(1960年11月号)においては、当時、公明選挙連盟会長であった前田多門が、選挙民が候補者の主張する政策をしっかり吟味し、自分の意見でもって投票することの重要性を説いている²⁸⁾。『月刊社会教育』

(1962年5月号)では、正しい選挙の前提条件として、秘密厳守、自由、買収の禁止、憲法教育の徹底、公的な政治教育の場などがあげられ、²⁹⁾『月刊社会教育』(1965年5月号)では、選挙をめぐる団体への圧力として、地域共闘、地域婦人会の例があげられている³⁰⁾。また、『社会教育』(1965年10月号)においては、座談会「選挙と社会教育」が掲載されており、その中で、選挙に対する公正な基本的態度をいかに身につけていくかという点や、選挙管理委員会や明るく正しい選挙推進全国協議会³¹⁾が単独に仕事をするのではなく、社会教育主事や公民館主事と協力して事業を進めていく必要性などが提唱されている³²⁾。そして、『月刊社会教育』(1966年5月号)においては、選挙制度の改正に伴い、選挙区制が中選挙区から小選挙区へと変更するにあたって、あらためて社会教育において選挙の問題をどう考えていくべきかが提起されている³³⁾。このように、60年代においては、度々、選挙の問題が取り上げられているのであるが、全体的に、選挙民が公正さをもって選挙に取り組むことの重要性を説いているにすぎないものが多くて、実際に、この問題と関わって、公的社会教育の学級・講座や民間団体の間でどのような取り組みがあつて、どのような効果があったというような紹介はされていない。実際に、この時期に、こういった意図をもつた取り組みがどれだけ行われていたのかは、現時点では分かりかねるが、選挙

をめぐって団体への圧力があったという点や、社会教育職員の不当配転が数多く起きていたという状況を考慮に入れるならば、選挙の問題を学習課題として取り組みにくい雰囲気が強くあったことは想起できる。

60年代の第2の特徴としては、公的・社会教育と政治教育の関係についての議論が増えた点があげられる。とりわけその中でも職員問題についての言及に着目する必要がある。千野陽一は、『月刊社会教育』(1960年9月号)において、地域における封建的な選挙動員の実態に対して、公民館主事が住民の側にたって民主化しようときりぎりのところで奮闘しているのに対して、市当局からの厳しいチェックの実態があることを指摘している。また、公民館で出される公民館報もすぐれたものになると、地域住民の希望・要求・不満を直截に紙面に反映して世論をまきおこし、その解決の道をひらいていくものとなるとその意味を説いている³⁴⁾。また、同年同月号には、各地域において安保闘争がどのように展開し、市民はいかにして批判の眼を養っていたのかという記録も掲載されている³⁵⁾。

職員問題については、『月刊社会教育』(1968年9月号)において、「社会教育の自由と職員の配置転換」というテーマが組まれている。1966年1月におこった長野県喬木村社会教育主事不当配転問題、1968年3月におこった埼玉県浦和市社会教育主事不当配転問題等を受けて、こういった特集が組まれたものと考えられる。福尾武彦は、社会教育の自由の問題に触れ、学級、講座などの講師の選定や教育内容の編成にあたって、教育職ならざる管理職が大幅に介入している事実と、それにかかわって社会教育職員への思想的差別や抑圧が増大して生じる不当配転について問題視している。また、社会教育予算窮乏化の中で、家庭教育学級、婦人学級、青年学級などのように、上からの補助事業に追われ、その地域の独自な要求にもとづく、自主的、創造的な教育活動がせばめられつつある実態についても社会教育の自由の侵害としている³⁶⁾。

第2の特徴に関わっては、社会教育関係団体についての役割についても主に選挙との関係で論じられている。

『月刊社会教育』(1960年11月号)においては、総選挙を控え、社会教育関係団体の役割について言及されている。当時慶應義塾大学教授の山本敏夫は、社会教育関係団体は、元来政治活動を目的としないが、特定の候補者を推薦して、それを中心としての活動が、計画的、継続的に行われると「政治資金規制法」による届出、会計上の規制報告の義務などが生じてくるが、あくまでも政治についての研究討議や候補者推薦の決定は違法ではないと指摘している³⁷⁾。さらに、当時自治大学講師の安積得

也は、社会教育関係団体における候補者研究のあり方について論じている。安積は、“政治教育（厳密に言えば政治教育行政サービス）や、社会教育（厳密に言えば社会教育行政サービス）の実際において、一々の具体的政治課題が、このようにタブー視または危険視されて、ノータッチのままに見送られていることは、果して正常な姿。健康なあり方であろうか。”³⁸⁾と社会教育関係団体において候補者研究していくことの必要性を説いている。具体的な方法としては、考えない大衆を考える公衆へと推し進めるために、話し合い活動が重要だとしている。また、注意事項としては、政治学習と政治運動とを区別すること、候補者にレッテルを貼ることの禁止などをあげている³⁹⁾。

第3の特徴としては、政治学習の中身について、具体的な提起がされている点があげられる。50年代においても政治教育と政治運動とを分けるべきだという意見は見られたが、政治教育においてどのような内容を構築していったらいいかという点については、いくつかの具体的な取り組みが事例として取り上げられる程度で、それほど深められてきたとはいえない。それに対して、60年代においては、具体的な提起がいくつか見られる。『社会教育』(1965年10月号)において、当時慶應義塾大学教授の中村菊男は、当時の選挙のために収斂している政治教育の実態を批判している⁴⁰⁾。さらに、当時東北大助教授の中島直忠は、政治を選挙など制度的なものだけに狭義に捉えずに、広義に捉え、個々人が地域の中で直面するような地域の生きた教材を扱っていくことの重要性を提起している⁴¹⁾。これまでも、政治教育と政治活動とを区別する提起はなされてきたが、ここでは、地域課題・生活課題と結びついた生きた教材を学習内容として、扱っていくことが指摘されている。また、『社会教育』(1966年11月号)において、藤原英夫は、社会教育における政治教育の内容の政治的教養の中身として、自分で考える能力、自分の考えを他人に知らせる能力、妥当な判断をする能力、自分で諸価値を選別する能力という四つの力量をあげている。また、政治的教養獲得のための学習内容については、以下の三つに分けられるとしている。第1が、政治についての知識・情報を提供するような学習内容、第2が、政治的参与の経験の機会を提供するような学習内容、第3が、政治についての識見や志操を養うための学習内容である⁴²⁾。また、『社会教育』(1960年11月号)においては、政治学習のとりくみ方を考えていく上で、ある地域の青年団体のこれまでの学習活動がまとめられている。そこであげられている学習活動は、市町村議会の傍聴活動、模擬青年議会のとりくみ、市町村政をきく会、予算・決算書の学習、公明選挙に関する

とりくみなどである⁴³⁾。

以上、1960年代の政治教育についての取り組み・議論を検討してきたが、そこでは選挙、公的・社会教育（職員・社会教育関係団体）、学習内容との関係でどう捉えられるかという3つの特徴があった。特に選挙については、度々言及され、統一地方選挙前には大きく特集が組まれているように、かなり重視されていたことがうかがえる。選挙の問題が社会教育の課題としてこれだけ大きく取り上げられた背景には、1950年代から続く反動化状況、さらには安保問題が生じ、それらに対して闘争をすることによって、主体的力量を身につけた市民が、政治への不信感を募らせていった状況などがあげられるだろう。しかし、先述のように、選挙民が公正さをもって選挙に取り組むことの重要性を説いているにすぎないものが多くて、実際に、この問題と関わって、公的・社会教育の学級・講座や民間団体の間でどのような取り組みがあって、どのような効果があったというような紹介はほとんどされていない点はふまえておく必要がある。この点については、選挙をめぐって団体への圧力があったという状況や、社会教育職員の不当配転が数多く起きていたという状況を考慮に入れるならば、選挙の問題を学習課題として取り組みにくい雰囲気が強くあったことは想起できる。ただし、選挙の問題を社会教育における政治教育の学習課題として積極的に位置づけている点では、選挙そのものを政治教育の一つの実践の場として位置づけていたことに他ならないだろう。その証拠に社会教育関係団体や職員が選挙という学習課題にどう取り組んでいくかという点でも探求されているのである。

また、学習内容については、これまでも政治教育と政治活動とを区分して捉えるべきだという見解は出されていたが、この時期に至っては、選挙のために収斂する政治教育を批判し、地域課題・生活課題に密着した政治教育の重要性が提唱されている。さらに、藤原英夫が政治教育で身につけていくのに必要とされる「政治的教養」の中身を四つの力量で示しているが、そういう力量が、どのような政治教育の内容、学習方法によって身についていくところまでは言及されていない。その意味では、青年団体などのさまざまな政治教育の学習活動をこういった力量の指標に照らし合せながら検討していくことが求められる。

D 1950年～60年代の政治教育の特質

これまで、1950年代～60年代における政治教育の取り組み・議論について、社会教育関連雑誌を手がかりに検討してきたが、本節では、本章の冒頭で示した二つの視

点、つまり、教育基本法第8条「政治教育」条項の中でいわれている「政治的教養」がどれだけ深められているかという視点と、藤岡の“科学性、系統的な究明への志向が弱く、一般的な政治啓発（＝公明選挙運動）のラインに収斂し、脱政治教育化していった”という視点とも照らし合せながら、総括的な検討を行っていく。

まず、第1の「政治的教養」の内容がどれだけ深められたかという点であるが、1950年代においても政治教育と政治運動とを分けるべきだという見解は見られたが、政治教育においてどのような内容を構築していったらいいかという点については、いくつかの具体的な取り組みが事例として取り上げられる程度で、それほど深められてきたとはいえない。それに対して、60年代においては、政治的教養の中身についても示されるようになる。文部省の『教育基本法の解説』の中で打ち出されている「体系的知識」「批判力」「政治的倫理」という3つの観念に着目すると、50年代、60年代を通じたさまざまな主張の中で、それらが必要であることは強調されているし、実際に事例として取り上げられていたものからも、例えば、「市政会をきく会」の例をみれば、自分たちで「市政勉強会」を作りて勉強することを通して「体系的知識」を身につけ、「模擬市会」を開催することで自分たちの「批判力」をさらにつけることになるであろうし、模擬市会に参加する議員からすれば、公正さが求められ、「政治的倫理」を身につけていくこととなるのである。しかし、「政治的教養」の内容の問題については、学習方法のレベルまでの取り組みや議論も参考にしながら、より詳細に学習の展開過程を追わないことには評価は難しいといえよう。ここでは、60年代に至って、政治的教養の中身について、本格的に議論されるようになった点をおさえておきたい。

第2の“科学性、系統的な究明への志向が弱く、一般的な政治啓発（＝公明選挙運動）のラインに収斂し、脱政治教育化していった”という視点についてであるが、50年代においては、全体的には、啓蒙的政治教育の色彩が強いが、その一方で、教え込みによる講演方式を脱しようと、政治教育を学ぶ方法についても議論されていた点をふまえれば、少なくとも単なる啓発の域を超えていたと解釈できるだろう。ただし、どれほど科学性・系統性があったかという点については学習事例の詳細な検討が必要である。60年代については、啓蒙的色彩は依然として残るもの、選挙という政治教育の実践にどう取り組むかという大きな課題が据えられ、それに付随して、社会教育職員の問題なども論じられるようになる。そして、この選挙への取り組みは、単に選挙の公正さ、選挙率アップを目指すものではなく、候補者研究や市政学習な

どを市民が主体的に学習していくプロセスも重視されており、選挙権が柱であった公明選挙連盟の取り組みとは一線を画していたといえる。さらに、選挙に収斂している政治教育を批判し、生活課題・地域課題と密着するところから政治教育を構築していくという視点も出されていた点はおさえておく必要があろう。

IV おわりに—今後の課題—

社会関連雑誌を手がかりに、1950年代～60年代の政治教育の特質を検討してきたが、その特質をまとめるならば、当初、政治啓発（＝公明選挙運動）と密接に展開された社会教育における政治教育は、主に青年、婦人をその対象に展開され、一方では、そこから、生活課題・地域課題とどう切り結んでいくかという志向も持ち合せていたといえる。今後は、社会教育関連雑誌で見られたような様々な政治学習の取り組みについて、その個々のレベルに焦点をあてて、学習過程のレベルに立ちいった詳細な検討が必要となってこよう。また、この時期には、政治学習と生産学習を結合した信濃生産大学の実践、政治学習の重要性を提起した枚方テーゼ、政治的学習を実践したことによる職員の不当配転の問題などが存在し、その意味では、今後、こういった実践、史実の分析を通じた総合的な検証が必要となってこよう。

注

- 1) 「政治教育」という言葉は、戦前においてはあまり用いられていない、頻繁に用いられるようになるのは、戦後、教育基本法第8条（政治教育）条項が定められてからである。本稿では、戦前において、「公民科」が政治的教科目である「法制及経済」の流れを汲むものである点、多くの論者が提唱した「公民教育論」には、国家への忠誠・義務観念を涵養するものだけでなく、立憲主義に基づき、政治的啓蒙、政治的知識の伝達の必要性を説くものも多分に含まれていた点をふまえ、「政治教育」を意味する言葉として、「公民教育」という言葉を使用していくこととする。ただし、この問題については、戦前に数少ないが、「政治教育」という葉を積極的に用いていた市川房枝や田澤義輔などの思想に迫ることで、その相違点を浮き彫りにしていく必要性はあろう。小川崇「市川房枝の政治教育思想」（『日本社会教育学会紀要』第37号、2001）；豊田伸彦「田澤義輔の政治教育論—戦前政治教育研究序説—」（中央大学社会教育・生涯学習研究会「社会教育史の再検討」、2001）など参照。
- 2) 堀尾輝久「《公民》および公民教育について」（『教育学誌』第1号、牧書店、1957、p.38）

- 3) 松野修『近代日本の公民教育—教科書の中の自由・法・競争—』、名古屋大学出版会、1997
- 4) 公民教育構想とは、齋藤利彦によれば、1945年9月の、前田多門文部大臣によって提唱された「公民教育振興策」を起点とし、11月の公民教育刷新委員会の設置、12月の答申（第1次、第2次）を経て、1946年10月の『中等学校・青年学校公民教師用書』発行に至るまでの、一連の「公民科」の教科書編纂、公民教師用書の作成・刊行に至る過程である。齋藤利彦「戦後教育改革と『公民教育構想』—戦後における道徳・社会認識教育の出発—」（『日本の教育史学』第26集、1983）
- 5) 齋藤、前掲、p.26
- 6) 藤岡貞彦「政治教育」（碓井正久編著『教育学叢書16社会教育』第一法規、1970）；藤岡貞彦「社会教育の方法」（碓井正久編著『戦後日本の教育改革10社会教育』東京大学出版会、1971）；上原直人「寺中作雄の公民教育観と社会教育観の形成」（『生涯学習・社会教育学研究』第25号、2000、東京大学大学院教育学研究科生涯教育計画講座刊）；上原直人「戦後初期社会教育観の形成と公民教育論」（『日本社会教育学会紀要』第37号、2001）など参照。
- 7) 文部省教育法令研究会著『教育基本法の解説』、国立書院、1947、p.15
- 8) 代表的なものとしては、永井憲一編『教育基本法文献選集7政治教育・宗教教育』学陽書房、1978；永田照夫『教育基本法第8条（政治教育）小史—教育法社会学的考察序説—』西村信天堂、1985；阪上順夫編『社会科における政治教育』、明治図書、1973などがあげられる。
- 9) 森口兼二「社会教育の本質」（森口兼二編『社会教育の本質と課題』、松嶺社、1989）
- 10) 小川利夫・松田武雄「社会教育における公民教育論」（小川利夫・新海英行編『近代日本社会教育論の探求—基本文献資料と視点—』、大空社、1992）
- 11) 小川崇、前掲論文
- 12) 豊田伸彦、前掲論文
- 13) 藤岡、前掲、「政治教育」、「社会教育の方法」。藤岡は分析にあたって、戦後教育改革期を四段階に区分している。戦後初の総選挙（1946年4月）に向けての公民啓発運動への取り組み（第一段階）、公民館のネットワークを通した新憲法精神の普及（1946年後半～47年初）（第二段階）、片山内閣下の「新日本建設国民運動」（1947年後半～1949年）の一環としての社会教育の法制化（第三段階）、第二次米国教育使

- 節団報告書提出時期（1950年9月）（第四段階）で、戦前型「公民教育」観から、反共「市民教育」観への転換が完結したとされる。
- 14) ただし、この点は非常に難しい問題である。政治と教育の場面におけるイデオロギー性が薄れていったことは確かにあると思われるが、政治教育に対する認識が薄れていったとは一外にいえないだろう。政治制度・憲法にとらわれない生活課題・地域課題と結び付いた広義な政治学習において、様々な生活課題・地域課題を分節化して捉えていく傾向が強くなっているといった解釈も可能である。つまり、社会教育における地域課題、生活課題として、環境、福祉、人権等、それぞれの分野が確立しはじめているということである。また、子どもの参画の議論や男女共同参画の議論など、政治の場面を想定した議論も活発に展開されている点は、政治教育の視点からどのように位置づけられるのか考えていくべき問題である。これらの問題については、本稿での検討の域を超えたまさに戦後社会教育の本質にも関わってくる問題である。別の機会でじっくり検討したい。
 - 15) 今中次麿「政治教育のしかたについて」、『教育と社会』、1948年11月号、pp. 1-8
 - 16) 市川房枝「政治教育について」、『社会教育』1951年9月号、p. 7
 - 17) 同上、p. 9
 - 18) 吉村正「政治教育の目標と方法」、『社会教育』、1952年9月号、pp. 9-12
 - 19) 熊谷辰治郎「青年団の性格から断じて不可」、『社会教育』、1953年6月号、p. 18
 - 20) 吉田昇「方法の問題が重要」、『社会教育』、1953年6月号、pp. 23-24
 - 21) 岡本正平「公民館の中立性ということ」、『社会教育』、1954年9月号、p. 26
 - 22) 三井為友「社会教育における政治教育」、『社会教育』、1956年4月号、pp. 4-10
 - 23) 浪江慶「村や町の政治を住民の手によっていくらかでもよくするために」、『社会教育』、1956年4月号、pp. 11-16
 - 24) 原太郎「婦人とその政治活動－長野県筑摩地村婦人会－」、『月刊社会教育』、1958年5月号
 - 25) 千田謙蔵「模擬市会による私たちの市政勉強－秋田県横田市青年会－」、『月刊社会教育』、1958年5月号
 - 26) 小原仁「世論をひっぱり出した政治学習－長野県の二つの青年会－」、『月刊社会教育』、1958年5月号
 - 27) 浪江慶「二つの町政懇話会－住民組織と選挙に関する報告と評価－」、『月刊社会教育』、1959年7月号
 - 28) 前田多門「正しい選挙とは」、『社会教育』、1960年11月号、pp. 8-9
 - 29) 浪江慶・渡辺智多雄・三井為友「正しい選挙の前提条件をまず確立すること－秘密と自由を守るたたかい－」、『月刊社会教育』、1962年5月号、pp. 18-31
 - 30) 新関利雄「福島における共闘と青年団活動」、今村綴「政治学習不在の婦人会」、いずれも、『月刊社会教育』、1965年5月号
 - 31) 昭和30年代各地において展開され始めた民間団体による明るく正しい選挙運動の流れを受けて、「明るく正しい選挙推進全国協議会」は、昭和40年9月に結成される。昭和49年4月には「明るい選挙推進協議会」と名称を変更し、昭和51年7月には、昭和27年に結成され活動してきた「公明選挙連盟」と合併し、「明るい選挙推進協議会」が結成され、現在に至っている。
 - 32) 座談会「選挙と社会教育」（藤原英夫・木下広居・田代元彌）、『社会教育』、1965年10月号、pp. 20-30
 - 33) 吉田善明「小選挙区制と憲法改定」、『月刊社会教育』、1966年5月号、pp. 12-18
 - 34) 千野陽一「公民館主事と政治学習」、『月刊社会教育』、1960年9月号、pp. 33-41
 - 35) 斎藤たきら「百姓は利益につながらねば－山形県下における安保学習と闘争－」；那須野隆一「青年活動家と安保闘争－千葉県農村地帯のばあい－」、いずれも同上。
 - 36) 福尾武彦「社会教育の自由と不当配転」、『月刊社会教育』、1968年9月号、pp. 12-15
 - 37) 山本敏夫「社会教育関係団体でできること」、『月刊社会教育』、1960年11月号、pp. 22-23
 - 38) 安積得也「社会教育関係団体における候補者研究」、『月刊社会教育』、1960年11月号、p. 25
 - 39) 同上、pp. 25-28
 - 40) 中村菊男「政治教育の重要性」、『社会教育』、1965年10月号
 - 41) 中島直忠「社会教育における政治教育」、『社会教育』、1965年10月号
 - 42) 藤原英夫「社会教育における学習内容の構成とその構成手順」、『社会教育』、1966年11月号、pp. 12-13
 - 43) 福本春男「政治学習のとりくみ方」、『社会教育』、1960年11月号、pp. 16-19